

三重県保健環境研究所における不正防止計画

三重県保健環境研究所（以下、「研究所」という。）の研究活動における不正行為を防止するため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1 研究所内の責任体制の明確化

- (1) 研究所には、公的研究費に係る運営管理体制を整備するための、最高管理責任者、統括管理責任者兼研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者を置く。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 最高管理責任者は、研究活動における不正行為を防止するためのルールおよび基本方針を、所内電子ネットワーク等を活用して、研究所内の研究員に周知する。
- (2) 研究員は研究活動における不正行為を防止するためのルールを遵守し、不正行為をしないことを誓約する書面を提出する。その提出がない場合は、競争的資金等の運営・管理を含む全ての研究活動に関わることができないこととする。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、研究所が別に定めるコンプライアンス教育実施要領に基づき、研究倫理の向上、不正対策に関する方針・ルールやそれに伴う責任、不正行為の該当性等を理解させるためのコンプライアンス教育を実施し、その受講状況を把握する。
- (4) 研究内外からの告発等の通報窓口を、研究所企画調整室企画調整課内に設置する。
- (5) 最高管理責任者は、必要に応じて本計画の見直しを指示する。

3 研究活動の適正な運営・管理

- (1) コンプライアンス推進責任者は、予算等の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。また、予算執行が当所計画から著しくかけ離れていないか確認し、必要に応じて統括管理責任者等と協議のうえ、適切に指導する。
- (2) コンプライアンス推進責任者は、研究員が存在しないデータ、不正な研究結果等を作成していないか確認し、必要に応じて統括管理責任者等と協議のうえ、適切に指導する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、研究員が研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工していないか確認し、必要に応じて統括管理責任者等と協議のうえ、適切に指導する。
- (4) コンプライアンス推進責任者は、研究員が他の研究者のアイデア、研究過程、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用していないか確認し、必要に応じて統括管理責任者等と協議のうえ、適切に指導する。

4 情報の発信

- (1) 研究所における研究活動不正行為防止の取り組みおよび通報窓口等について、web サイトで外部に公表する。

5 不正防止計画の実施状況の確認

- (1) コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画が適切に実行されていることを確認するため、研究の立案、計画、実施、成果のとりまとめ（報告を含む）の各過程において、コンプライアンス推進副責任者や、各担当者からの聞き取り等により活動状況をモニタリングする。
- (2) コンプライアンス推進責任者は、予算等の執行状況について、コンプライアンス推進副責任者や各担当者からの聞き取り等により進捗状況をモニタリングする。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、モニタリングの結果、改善を要すると認められる場合には、必要な指導を行うとともに、不正行為が発生するリスクに対して、重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施する。
- (4) コンプライアンス推進責任者は、年度毎の不正防止計画の実施状況を、統括管理責任者に報告する。
- (5) 統括管理責任者は、自分が所管する室全体の具体的な対策を策定し、その実施状況を指示し、実施状況を確認するとともに、それらを最高管理責任者に報告する。
- (6) コンプライアンス推進責任者が研究活動を行う際には、統括管理責任者は、その研究活動について、本計画に定めるコンプライアンス推進責任者が実施すべき事項を代行する。また、統括管理責任者が研究活動を行う際には、最高管理責任者は、その研究活動について、本計画に定める統括管理責任者が実施すべき事項を代行する。

附則

この計画は、令和 2年 4月 1日から施行する。